

○沿岸漁業改善資金貸付基準

昭和54年12月21日

告示第1763号

改正 昭和55年11月17日告示第1639号

平成 5年 2月 3日告示第 200号

平成 5年12月 8日告示第2031号

平成17年 8月 5日告示第1270号

平成21年10月30日告示第1109号

平成23年11月 8日告示第1077号

令和5年7月7日告示第585号

鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和54年鹿児島県規則第88号)第4条及び第13条の規定に基づき、沿岸漁業改善資金貸付基準を次のように定めた。

沿岸漁業改善資金貸付基準

第1 経営等改善資金の種類ごとの貸付けの相手方

資金の種類	貸付けの相手方
1 操船作業省力化機器等設置資金	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合、沿岸漁業を営む漁業協同組合、沿岸漁業を営む協業体(漁業生産組合及び漁業協同組合を除く。)、沿岸漁業を営む会社(その常時使用する従業員の数が20人以下であるものに限る。)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号)第4条第1項の認定を受けた中小企業者であつて同条第2項第2号ハに掲げる措置を行うもの(以下「認定中小企業者」という。)&及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号)第5条第1項の認定を受けた農林漁業者等であつて同条第4項第3号に規定する措置を行うもの(以下「促進事業者」という。)
2 漁ろう作業省力化機器等設置資金	1と同じ。
3 補機関等駆動機器等設置資金	1と同じ。
4 燃料油消費節減機器等設置資金	1と同じ。
5 新養殖技術導入資金	1と同じ。
6 資源管理型漁業推進資金	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合、沿岸漁業を営み、又は沿岸漁業を営む者を構成員とする漁業協同組合、沿岸漁業を営み、又は沿岸漁業を営む者を構成員とする協業体(漁業生産組合及び漁業協同組合を除く。)、沿岸漁業を営む会社(その常時使用する従業員の数が20人以下であるものに限る。)、認定中小企業者及び促進事業者
7 環境対応型養殖業推進資金	6と同じ。
8 乗組員安全機器等設置資金	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合、沿岸漁業を営む漁業協同組合、沿岸漁業を営む協業体(漁業生産組合及び漁業協同組合を除く。)&及び沿岸漁業を営む会社(その常時使用する従業員の数が20人以下であるものに限る。)
9 救命消防設備購入資金	8と同じ。
10 漁船転覆防止機器等設置資金	8と同じ。
11 漁船衝突防止機器等購入等資金	8と同じ。
12 漁具損壊防止機器等購入資金	8と同じ。
13 特認資金	8と同じ。

第2 生活改善資金の種類ごとの貸付けの相手方

資金の種類	貸付けの相手方
1 生活合理化設備資金	沿岸漁業の従事者
2 住居利用方式改善資金	1と同じ。
3 婦人・高齢者活動資金	婦人又は60歳以上の者であつて、現に沿岸漁業の従事者であるものがその構成員の過半数を占めている団体

第3 青年漁業者等養成確保資金の種類ごとの貸付けの相手方

資金の種類	貸付けの相手方
-------	---------

1 研修教育資金	青年漁業者(おおむね15歳以上40歳未満の者に限る。以下同じ。)、沿岸漁業労働従事者(おおむね15歳以上50歳未満の者に限る。)その他の漁業を担うべき者及び沿岸漁業労働従事者を使用して沿岸漁業の経営を行う者
2 高度経営技術習得資金	青年漁業者及び青年漁業者の組織する団体
3 漁業経営開始資金	2と同じ。

第4 申請書等の提出期日及び貸付決定期日

鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則第5条第1項の沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書、同規則第6条第1項の沿岸漁業改善資金貸付申請書及び同規則第8条第1項の沿岸漁業改善資金借入申込書の提出期日並びに貸付金の貸付決定期日は、次のとおりとする。ただし、特別の理由がある場合において知事が必要と認めるときは、この限りでない。

貸付回数	申請書等の提出期日	貸付金の貸付決定期日
第1回	5月31日	6月30日
第2回	10月31日	11月30日
第3回	2月10日	3月10日

改正文(昭和55年11月17日告示第1639号)抄
昭和55年11月17日から施行する。

改正文(平成5年2月3日告示第200号)抄
平成5年2月3日から施行する。

改正文(平成5年12月8日告示第2031号)抄
平成5年12月8日から施行する。

改正文(平成17年8月5日告示第1270号)抄
平成17年8月5日から施行する。

改正文(平成21年10月30日告示第1109号)抄
平成21年10月30日から施行する。

改正文(平成23年11月8日告示第1077号)抄
平成23年11月8日から施行する。

改正文(令和5年7月7日告示第585号)抄
令和5年7月7日から施行する。